

いきいき茨城ゆめ大会競技会場整備実施設計業務
委 託 契 約 書

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、いきいき茨城ゆめ大会競技会場整備実施設計に関する業務について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託する。

- （1） 業 務 名 いきいき茨城ゆめ大会競技会場整備実施設計業務
- （2） 業務の内容 別添「いきいき茨城ゆめ大会競技会場整備実施設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（履行期限）

第2条 乙は、前条に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を平成31年2月28日までに完了するものとする。

（処理の方法）

第3条 乙は、委託業務を別添の仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実に実施しなければならない。

（委託費）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）は金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（業務の完了）

第6条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書及び当該業務成果品を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（検査）

第7条 甲は、乙から委託業務完了報告書及び当該業務成果品の提出を受けたときは、これを受理した日から起算して10日以内に検査し、適当と認めたときは乙に対し検査完了通知を行うものとする。

- 2 甲は、前項の検査の結果不相当と認めたときは、乙に委託業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（委託費の支払）

第8条 甲は、前条1項の通知ののち乙より適法な請求書の提出があったときは、その日から30日以内に委託費を乙に支払うものとする。

- 2 乙は甲の責めに帰する理由により委託費の支払が遅れたときは、当該未払額につきそ

の遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を請求することができる。

(調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、委託費の用途その他必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第10条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託費又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅滞時)

第11条 乙は、履行期限までに委託業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、その延長日数に応じ、委託費の年2.7パーセントの割合で計算して得た額の違約金を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った委託費がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号にお

いて同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 乙から次条の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲は、委託費の10パーセントに相当する額の賠償金を乙に請求することができる。

(委託業務の中止)

第15条 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となったときは、委託業務中止（廃止）申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(かし担保)

第17条 乙は、第8条第1項の引渡しの日から起算して1年以内に発見された業務成果品のかしを甲の指定する期限までに修補しなければならない。

2 甲は、前項のかしの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この委託業務終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(書類の整備)

第 20 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を委託業務の完了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(管轄裁判所)

第 21 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第 22 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証としてこの証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

2018年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原 978-6
いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
実行委員会会長 大井川 和彦

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

3 乙は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると甲が認めるときは、この限りでない。

(目的外使用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏洩、滅失及び毀損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知

らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報に記載された資料等を、この契約による事務を実施するのに必要な範囲を超えて、複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、若しくは乙自らが収集し、又は作成した個人情報に記載された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について、調査することができる。ただし、当該調査については、他社機密情報の保持の観点から、調査の日時、場所及び内容等の事項について、甲乙間で事前協議を行い、取決めた範囲で実施するものとする。なお、当該調査を行う場合、甲は、乙をして甲以外の者に対する守秘義務その他の法的義務に違反させることのないよう、また乙の施設管理権を不当に侵害することのないよう、配慮する義務を負うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。